

第四章 産廃税条例の効果の検証

第四章 産廃税条例の効果の検証

4-1 はじめに

本章では、産廃税条例導入の効果について、産廃の量がどのように変化しているかという視点から効果を検証する。また、事業者側の視点から見た産廃税条例の課題・問題点を明らかにする。

4-2 調査の目的

本章では、産廃税条例の効果、事業者から見た産廃税条例の課題・問題点を明らかにすることを目的とする。

4-3 調査方法

4-3-1 調査方法及び調査対象

産廃税条例の効果の検証については、自治体へのアンケート調査より明らかになった産廃の量に関するデータでは不足しているので、環境省へ問い合わせし入手した産廃の広域移動データ¹⁾を基に分析を行う。ただし、北九州市についてはデータがないので分析の対象から除く。

産廃税条例の課題・問題点については、主に三重県・滋賀県・奈良県・京都府に所在する処分業者へのアンケート調査結果を基に目的を達成する。調査対象数は、各県の処分業者名簿に載っている中間処理業者のうち E-Mail アドレスを把握することができた 126 の業者、最終処分業者については各県の処分業者名簿に載っている 28 の業者全てである。中間処理業者については E-Mail にてアンケート票を送付し、最終処分業者については郵送にてアンケート票を送付した。

4-3-2 処分業者へのアンケート調査の内容

アンケートの質問内容は大きく 6 つに分けられる。一つ目は「産廃税導入後の産業廃棄物の受入量の変化について」、二つ目は「事務負担の増加について」、三つ目は「税の転嫁について」、四つ目は「税収の使途について」、五つ目は「産廃税の徴収方法（課税方式）について」、六つ目は「産廃税条例に関する意見・要望等について」である。アンケート内容については表 4-1 に示す。中間処理業者と最終処分業者のアンケート票は別々に作成したが、共通する質問も多くあるので表 4-1 については質問内容を合わせたものを載せている。中間処理業者のアンケート調査票の本文は付録 2、最終処分業者のアンケート調査票の本文は付録 3 に掲載する。

表 4-1：処分業者へのアンケート調査の内容

項目番号	質問内容	対象	回答方式
1. 産廃税導入後の産業廃棄物の受入量の変化について			
1	産業廃棄物の中間処理量（総量・県内から・県外から）の増減について	中のみ	選択式
2	産業廃棄物の減量化量・再生利用率・処理残差率の増減について	中のみ	選択式
3	産業廃棄物の最終処分量（総量・県内から・県外から）の増減について	最のみ	選択式
2. 事務負担について			
1	産廃税の導入に伴う事務負担の増加について（奈良県・京都府のみ）	最のみ	選択式
3. 税の転嫁について			
1	最終処分業者に処理料金とは別に、税をどの程度支払っているかについて（奈良県・京都府のみ）	中のみ	選択式
2	排出事業者から処理料金とは別に、税をどの程度をもらえているかについて（奈良県・京都府のみ）	中・最	選択式
3	中間処理業者から処理料金とは別に、税をどの程度もらえているかについて（奈良県・京都府のみ）	最のみ	選択式
4	上記質問で「税を全額もらえている」以外に回答した処分業者のみ税を全額もらえていない理由について	中・最	選択式
5	処理料金に関する依頼等の有無について（三重県・滋賀県のみ）	中・最	選択式
4. 税収の使途について			
1	各県が行っている税収の使途事業の認知について	中・最	選択式
2	利用したいと思う事業の有無について	中・最	選択式
3	税収の使途に関する意見・要望等について	中・最	記述式
5. 産廃税の徴収方法（課税方式）について			
1	採用されている4つの課税方式の中で最も適切だと考える徴収方法について	中・最	選択式
2	上記質問で選んだ課税方式が適切であると考えた理由について	中・最	記述式
6. 産廃税条例に関する意見・要望等について			
1	産廃税条例に関する意見・要望等について	中・最	記述式

注：表 4-1 中の対象の「中」は中間処理業者、「最」は最終処分業者を表している。

4-3-3 処分業者へのアンケート調査の時期

アンケート調査時期：平成 22 年 10 月 19 日～平成 22 年 11 月 20 日

4-3-4 アンケート票の返信状況

中間処理業者についてはメール添付によって 126 の業者にアンケート票を送付したが、返信があったのは 10 の業者である。最終処分業者については郵送で 28 の業者にアンケート票を送付したが、返答があったのは 14 の業者である。中間処理業者については、「副業で中間処理業を行っている」や「産廃税が課税されない再生業を行っている」といった理由等でアンケートに協力できないという返信も多くあり、アンケートの回収率が悪くなっている。

4-4 結果及び考察

4-4-1 産廃の県外流出量について

産廃税が施行されることで、1 トン当たり 1000 円の税がかけられるので、課税を逃れるために産廃税を導入していない県に産業廃棄物の県外流出量が増加する可能性があることから、産廃税が施行されて以降の産業廃棄物の流れについて環境省の産廃の広域移動デー

タから把握した。産廃税の施行前年を 100 としたときの自治体の産業廃棄物の県外流出量の推移を図 4-1 に示す。ただし、施行前年のデータがない三重県と産業廃棄物の県外流出量がほとんどない沖縄県を除く。また、産廃税を導入している自治体について、施行前年を 100 としたときの施行初年度の県外流出量の平均をとった値を表 4-2 に示す。

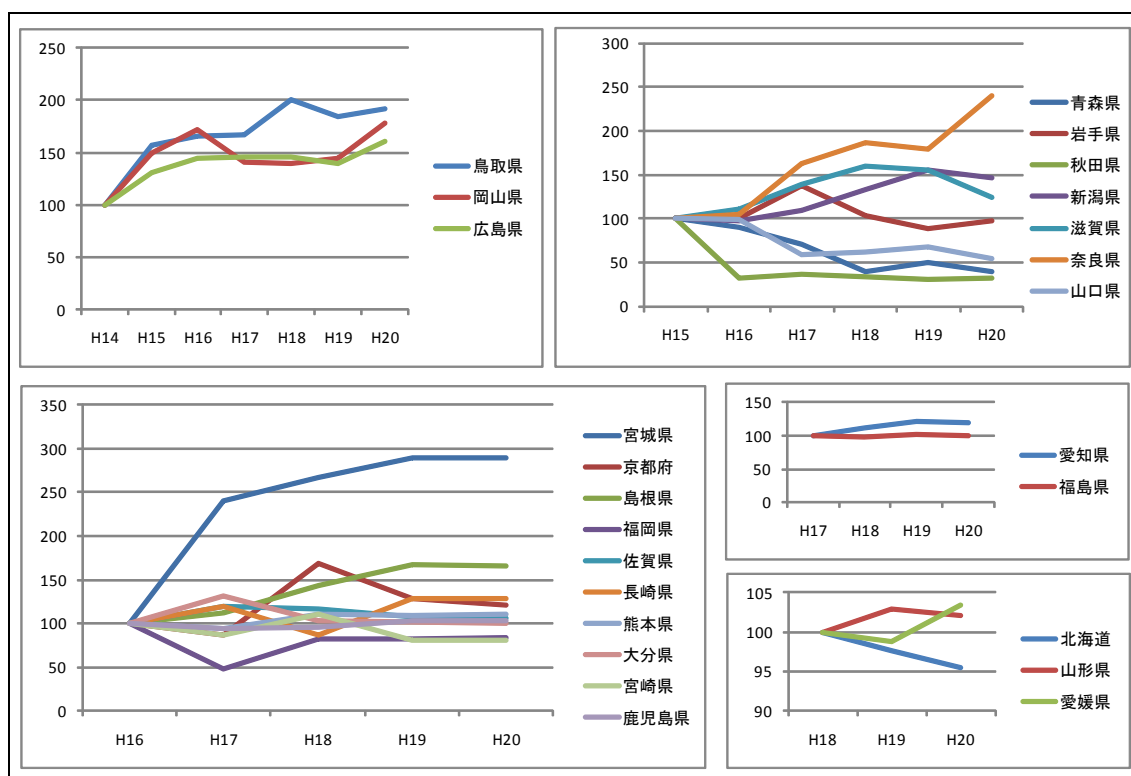


図 4-1 施行前年を 100 としたときの産廃の県外流出量（単位：千 t）

表 4-2：施行初年度の産廃の県外流出量の平均値と県外流出量が増加した自治体の数

施行初年度の平均値 (施行前年を100としている)	施行前年に比べ県外流出量が増加した自治体の数
108.47(千トン)	25の自治体のうち12の自治体

図 4-1 より、産廃税の施行前年と比較して産業廃棄物の県外流出量が 2 倍以上になっている自治体（奈良県・宮城県）も見られ、表 4-2 より、産廃税の施行初年度に関しては産廃の県外流出量は施行前年に比べ約 8% 増加している。しかし、施行前年に比べ県外流出量が増加している自治体は 25 のうち 12 の自治体であり、産廃税の施行後、継続的に右上がりにグラフが推移をしている自治体もそれほどないことから、産廃税が施行されたことで、県外流出量が大きく増加したということはないと考えられる。ただし、施行初年度の県外流出量の平均値が 8% 増加していることから、産廃税の影響があった可能性はある。

また、産廃税を施行している自治体の県外流出量のうち産廃税を施行している自治体（施行）への県外流出量と産廃税を施行していない自治体（未施行）への県外流出量の関係を表 4-3 に示す。表 4-3 中の「未施行/合計」は、産廃の県外流出量の合計のうち産廃税を施行していない自治体に流出した割合を示している。なお、現在産廃税を導入している全ての自治体が施行を完了している H19 年度と H20 年度のデータのみを載せる。

表 4-3：産廃税を施行している自治体と施行していない自治体への県外流出量の関係

自治体名	H19				H20			
	施行(千t)	未施行(千t)	合計(千t)	未施行/合計(%)	施行(千t)	未施行(千t)	合計(千t)	未施行/合計(%)
北海道	37	7	44	16%	35	8	43	19%
青森県	15	5	20	25%	13	3	16	19%
岩手県	85	4	89	4%	94	4	98	4%
宮城県	484	50	534	9%	480	54	534	10%
秋田県	46	8	54	15%	49	9	58	16%
山形県	255	23	278	8%	257	19	276	7%
福島県	776	665	1441	46%	766	656	1422	46%
新潟県	96	183	279	66%	95	167	262	64%
愛知県	1412	1420	2832	50%	1394	1390	2784	50%
三重県	533	315	848	37%	512	260	772	34%
滋賀県	458	248	706	35%	307	257	564	46%
京都府	548	498	1046	48%	514	474	988	48%
奈良県	124	178	302	59%	202	203	405	50%
鳥取県	133	16	149	11%	127	28	155	18%
島根県	210	12	222	5%	208	12	220	5%
岡山県	303	160	463	35%	303	266	569	47%
広島県	658	49	707	7%	660	156	816	19%
山口県	399	126	525	24%	386	34	420	8%
愛媛県	411	186	597	31%	405	220	625	35%
福岡県	512	10	522	2%	520	11	531	2%
佐賀県	206	3	209	1%	204	2	206	1%
長崎県	591	0	591	0%	590	1	591	0%
熊本県	456	0	456	0%	459	0	459	0%
大分県	121	3	124	2%	119	4	123	3%
宮崎県	110	1	111	1%	110	1	111	1%
鹿児島県	111	1	112	1%	111	1	112	1%
沖縄県	8	2	10	20%	9	3	12	25%
平均	-	-	-	21%	-	-	-	21%

表 4-3 より、産業廃棄物の県外流出量のうち産廃税を施行していない自治体に 50%以上産廃が流出しているのは新潟県と愛知県と奈良県の 3 県だけであり、平均値も H19 年度と H20 年度の両方とも 21%と高い数値を示していないことから、課税を逃れるために、産廃税を導入していない県へ産廃が流出するということはあまりないと考えられる。また、産廃税を一斉導入している九州の各自治体（沖縄県を除く）では、産廃税を施行していない自治体への産業廃棄物の流出量の割合は非常に少なくなっており、産廃税の一斉導入の効果が見られる。

4-4-2 産廃税導入前後での産廃の量の変化について

本節では、環境省の産廃の広域移動データ¹⁾を基に、産廃税を導入している自治体の産廃税導入前後での産廃の排出量・中間処理量・県内中間処理量・最終処分量・県内最終処分量の変化を把握し、産廃税導入に伴い、それぞれの産廃の量にどのような変化が見られたかどうか効果の検証を行っていく。導入前後1年で見た場合と導入前後2年で見た場合で比較を行う。なお、排出量については、データがH14年度以降しかないことから、導入前後1年で見る場合については三重県、導入前後2年で見る場合は三重県・鳥取県・岡山県・広島県の4県を対象から除く。最終処分量についても、データがH13年度以降しかないことから、導入前後1年で見る場合については三重県を対象から除く。また、中間処理量・最終処分量は自県で排出された産業廃棄物のうち他府県で処理された産廃も含み、県内中間処理量・県内最終処分量については県内で処理された産廃だけのことをさす。

4-4-2-1 産廃税導入前後での排出量の変化について

産廃の排出量の変化について産廃税導入前後1年で見た場合と2年で見た場合についてそれぞれどのように変化しているかを表4-4に示す。表4-4中の増減の値については、1より値が大きければ増加していることを表しており、1より値が小さければ減少していることを表している。表4-4より、産廃税導入前後1年で見た場合・導入前後2年で見た場合の両方とも排出量の総量が増加していることがわかる。また、排出量が増加している自治体数については、導入前後1年で見た場合は26の自治体のうち18の自治体で排出量が増加しており、導入前後2年で見た場合については23の自治体のうち13の自治体で排出量が増加している。このことより、産廃税の導入によって排出する産業廃棄物1トンあたりに1000円の課税がされることから、産業廃棄物の排出量が減少することが期待されたが、産廃税の導入前後で排出量が減少しているとは言えない。

表 4-4：産廃税導入前後での排出量の変化について

自治体名	導入2年前 (千t)	導入前年(A) (千t)	合計(C) (千t)	導入初年度 (B) (千t)	導入2年目 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見 た場合の増 減 (B/A)	2年で見 た場合の増 減(D/C)
北海道	11121	9194	20315	13678	11922	25600	1.49	1.26
青森県	1946	1748	3694	1744	1549	3293	1.00	0.89
岩手県	1872	1801	3673	2001	1487	3488	1.11	0.95
宮城県	2625	3018	5643	3075	3600	6675	1.02	1.18
秋田県	2153	1778	3931	1890	1457	3347	1.06	0.85
山形県	1714	1872	3586	2198	1464	3662	1.17	1.02
福島県	3702	3944	7646	3958	2177	6135	1.00	0.80
新潟県	5545	5463	11008	4881	6921	11802	0.89	1.07
愛知県	16014	16227	32241	18960	17598	36558	1.17	1.13
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	1885	1708	3593	1696	1797	3493	0.99	0.97
京都府	2523	2882	5405	2980	3194	6174	1.03	1.14
奈良県	937	1224	2161	1161	817	1978	0.95	0.92
鳥取県	-	675	-	801	-	-	1.19	-
島根県	1296	2206	3502	1902	2010	3912	0.86	1.12
岡山県	-	3384	-	3756	-	-	1.11	-
広島県	-	4512	-	4711	-	-	1.04	-
山口県	2104	2888	4992	3014	2724	5738	1.04	1.15
愛媛県	3074	3346	6420	3549	3684	7233	1.06	1.13
福岡県	6704	7048	13752	7442	7894	15336	1.06	1.12
佐賀県	965	973	1938	1075	927	2002	1.10	1.03
長崎県	1738	1700	3438	1883	1523	3406	1.11	0.99
熊本県	2389	2395	4784	2729	2380	5109	1.14	1.07
大分県	2446	2006	4452	1475	2415	3890	0.74	0.87
宮崎県	1585	1472	3057	1647	1243	2890	1.12	0.95
鹿児島県	1642	2394	4036	2567	2532	5099	1.07	1.26
沖縄県	718	2509	3227	1476	1316	2792	0.59	0.87
合計	76697	88367	156493	96249	82632	169613	1.09	1.08
平均	-	-	-	-	-	-	1.04	1.03
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	18/26 (73%)	13/23 (57%)

4-4-2-2 産廃税導入前後での中間処理量の変化について

産廃の中間処理量の変化について産廃税導入前後1年で見えた場合と2年で見えた場合についてそれぞれどのように変化しているかを表4-5に示す。表4-5より、導入前後1年で見えた場合・導入前後2年で見えた場合の両方とも中間処理量の総量が増加していることがわかる。また、中間処理量が増加している自治体数については、導入前後1年で見えた場合は27の自治体のうち19の自治体で排出量が増加しており、導入前後2年で見えた場合については27の自治体のうち17の自治体で中間処理量が増加している。産廃税の導入により、中間処理をすることで産業廃棄物が減量化され、税の負担が少し軽減されるというインセンティブが働くことから、排出量自体が減少していない限りは、中間処理量が増加することを予想したが、実際に産廃税の導入前後で中間処理量は全体的には少し増加傾向が認められる。しかし、このことだけでは産廃税の効果と言うことはできないので、次節(4-4-3)において産廃税を導入していない自治体との比較を行い、中間処理量の増加は産廃税導入による影響が強かったのかどうか検証する。

表 4-5：産廃税導入前後での中間処理量の変化について

自治体名	導入2年前 (千t)	導入前年(A) (千t)	合計(C) (千t)	導入初年度(B) (千t)	導入2年目 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見たと 合の増減 (B/A)	2年で見たと 合の増減 (D/C)
北海道	10338	8336	18674	13059	11284	24344	1.57	1.30
青森県	1919	1718	3637	1715	1518	3233	1.00	0.89
岩手県	1760	1710	3470	1911	1408	3319	1.12	0.96
宮城県	2342	2741	5083	2831	3383	6214	1.03	1.22
秋田県	1698	1673	3371	1572	1336	2908	0.94	0.86
山形県	1495	1664	3159	2024	1336	3360	1.22	1.06
福島県	3367	3593	6960	3607	1800	5407	1.00	0.78
新潟県	5189	5141	10330	4584	6628	11212	0.89	1.09
愛知県	15175	15221	30396	18043	16929	34972	1.19	1.15
三重県	2617	2183	4800	2109	2492	4601	0.97	0.96
滋賀県	1804	1634	3438	1604	1635	3239	0.98	0.94
京都府	2342	2498	4840	2807	3018	5825	1.12	1.20
奈良県	782	1157	1939	1094	743	1837	0.95	0.95
鳥取県	895	655	1550	760	720	1480	1.16	0.95
島根県	1138	2065	3203	1772	1877	3649	0.86	1.14
岡山県	2785	2555	5340	3169	3486	6655	1.24	1.25
広島県	3831	3833	7664	4226	4049	8275	1.10	1.08
山口県	1719	2441	4160	2595	2344	4939	1.06	1.19
愛媛県	2056	2350	4406	2670	2886	5556	1.14	1.26
福岡県	5674	6068	11742	6526	6997	13523	1.08	1.15
佐賀県	839	850	1689	942	846	1788	1.11	1.06
長崎県	1684	1652	3336	1841	1456	3297	1.11	0.99
熊本県	2031	2073	4104	2553	2215	4768	1.23	1.16
大分県	2044	1617	3661	1168	2252	3420	0.72	0.93
宮崎県	1330	1288	2618	1483	1093	2576	1.15	0.98
鹿児島県	1437	1974	3411	2269	2231	4500	1.15	1.32
沖縄県	476	2275	2751	1296	1258	2554	0.57	0.93
合計	78767	80965	159732	90230	87221	177451	1.11	1.11
平均	-	-	-	-	-	-	1.06	1.07
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	19/27 (70%)	17/27 (63%)

4-4-2-3 産廃税導入前後での県内中間処理量の変化について

産廃の県内中間処理量の変化について産廃税導入前後 1年で見たと 2年で見たとについてそれぞれどのように変化しているかを表 4-6 に示す。産廃税が導入されることで、産廃税を施行していない自治体で中間処理を行う事業者が出てくるなど、中間処理量と県内中間処理量の傾向が異なることを予想したが、表 4-6 より、増減率や増加した自治体の数等は中間処理量と同じ傾向を示していることがわかる。このことから、中間処理量と県内中間処理量の変化に大きな差はないと言える。

表 4-6：産廃税導入前後での県内中間処理量の変化について

自治体名	導入2年前 (千t)	導入前年(A) (千t)	合計(C) (千t)	導入初年度(B) (千t)	導入2年目 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見たと 場合の増減 (B/A)	2年で見たと 場合の増減 (D/C)
北海道	10274	8310	18584	13015	11242	24257	1.57	1.31
青森県	1902	1680	3582	1680	1491	3171	1.00	0.89
岩手県	1703	1603	3306	1807	1272	3079	1.13	0.93
宮城県	2175	2566	4741	2395	2894	5289	0.93	1.12
秋田県	1655	1494	3149	1519	1271	2790	1.02	0.89
山形県	1418	1412	2830	1746	1060	2806	1.24	0.99
福島県	2341	2210	4551	2230	368	2598	1.01	0.57
新潟県	5107	5010	10117	4463	6477	10940	0.89	1.08
愛知県	13369	13305	26674	15772	14397	30169	1.19	1.13
三重県	2384	1902	4286	1815	2105	3920	0.95	0.91
滋賀県	1267	1215	2482	1153	1132	2285	0.95	0.92
京都府	1973	1961	3934	2185	1755	3940	1.11	1.00
奈良県	572	995	1567	922	503	1425	0.93	0.91
鳥取県	770	584	1354	665	613	1278	1.14	0.94
島根県	980	1938	2918	1628	1687	3315	0.84	1.14
岡山県	2371	2262	4633	2700	2942	5642	1.19	1.22
広島県	3299	3339	6638	3590	3353	6943	1.08	1.05
山口県	1472	1932	3404	2077	2076	4153	1.08	1.22
愛媛県	1528	1833	3361	2132	2314	4446	1.16	1.32
福岡県	5206	5535	10741	6269	6545	12814	1.13	1.19
佐賀県	668	668	1336	719	630	1349	1.08	1.01
長崎県	1213	1206	2419	1303	1068	2371	1.08	0.98
熊本県	1629	1665	3294	2166	1774	3940	1.30	1.20
大分県	1924	1497	3421	1033	2131	3164	0.69	0.92
宮崎県	1209	1160	2369	1383	951	2334	1.19	0.99
鹿児島県	1331	1887	3218	2193	2153	4346	1.16	1.35
沖縄県	470	2274	2744	1289	1253	2542	0.57	0.93
合計	70210	71444	141654	79850	75456	155306	1.12	1.10
平均	-	-	-	-	-	-	1.06	1.04
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	19/27 (70%)	14/27 (52%)

4-4-2-4 産廃税導入前後での最終処分量の変化について

産廃の最終処分量の変化について産廃税導入前後1年で見たと2年で見たとについてそれぞれどのように変化しているかを表4-7に示す。第三章で多くの自治体が産廃税の効果として最終処分量の減少を挙げていたが、表4-7より、産廃税導入前後1年で見たと・導入前後2年で見たとの両方とも最終処分量の総量が減少していることがわかる。また、最終処分量が減少している自治体数については、導入前後1年で見るとは27の自治体のうち20の自治体で最終処分量が減少しており、導入前後2年で見るとは26の自治体のうち21の自治体で最終処分量が減少していることがわかる。このことから、最終処分量の減少については、産廃税導入による効果が多少はあったことが推察されるが、次節(4-4-3)において産廃税を導入していない自治体との比較を行い、最終処分量の減少は産廃税導入による影響が強かったのかどうか検証する。

表 4-7：産廃税導入前後での最終処分量の変化について

自治体名	導入2年前 (千t)	導入前年(A) (千t)	合計(C) (千t)	導入初年度(B) (千t)	導入2年目 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見たと 合の増減 (B/A)	2年で見たと 合の増減 (D/C)
北海道	783	858	1641	619	638	1257	0.72	0.77
青森県	27	29	56	29	31	60	1.00	1.07
岩手県	111	91	202	90	80	170	0.99	0.84
宮城県	283	278	561	243	217	460	0.87	0.82
秋田県	455	105	560	118	121	239	1.12	0.43
山形県	219	208	427	174	127	302	0.84	0.71
福島県	335	351	686	351	377	728	1.00	1.06
新潟県	356	322	678	297	293	590	0.92	0.87
愛知県	839	1006	1845	917	670	1587	0.91	0.86
三重県	-	188	-	112	-	-	0.60	-
滋賀県	81	74	155	91	162	253	1.23	1.63
京都府	181	184	365	173	175	348	0.94	0.95
奈良県	155	67	222	67	73	140	1.00	0.63
鳥取県	15	20	35	40	39	79	1.98	2.25
島根県	158	142	300	131	133	264	0.92	0.88
岡山県	628	829	1457	587	490	1077	0.71	0.74
広島県	842	678	1520	545	580	1125	0.80	0.74
山口県	385	446	831	418	380	798	0.94	0.96
愛媛県	1018	996	2014	879	797	1676	0.88	0.83
福岡県	1030	978	2008	917	897	1814	0.94	0.90
佐賀県	126	123	249	134	82	216	1.09	0.87
長崎県	53	48	101	43	67	110	0.90	1.09
熊本県	358	322	680	176	165	341	0.55	0.50
大分県	402	389	791	306	163	469	0.79	0.59
宮崎県	235	184	419	164	150	314	0.89	0.75
鹿児島県	205	420	625	299	301	600	0.71	0.96
沖縄県	241	235	476	181	58	239	0.77	0.50
合計	9521	9572	19093	8101	7267	15368	0.85	0.80
平均	-	-	-	-	-	-	0.93	0.89
減少した 自治体数	-	-	-	-	-	-	20/27 (74%)	21/26 (81%)

4-4-2-5 産廃税導入前後での県内最終処分量の変化について

産廃の県内最終処分量の変化について産廃税導入前後 1年で見たとした場合と 2年で見たとした場合についてそれぞれどのように変化しているかを表 4-8 に示す。産廃税が導入されることで、産廃税を施行していない自治体で最終処分を行う事業者が出てくるなど、最終処分量と県内最終処分量の傾向が異なることを予想したが、表 4-8 より、増減率や減少した自治体の数等は最終処分量と同じ傾向を示していることがわかる。このことから、最終処分量と県内最終処分量の変化に大きな差はないと言える。

表 4-8：産廃税導入前後での県内最終処分量の変化について

自治体名	導入2年前 (千t)	導入前年(A) (千t)	合計(C) (千t)	導入初年度(B) (千t)	導入2年目 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見た場 合の増減 (B/A)	2年で見た場 合の増減 (D/C)
北海道	780	858	1638	618	638	1256	0.72	0.77
青森県	27	28	55	28	31	59	1.00	1.08
岩手県	110	91	201	87	78	165	0.96	0.82
宮城県	275	268	543	235	212	447	0.88	0.82
秋田県	455	103	558	115	112	227	1.12	0.41
山形県	219	208	427	174	127	301	0.84	0.71
福島県	324	336	660	343	368	711	1.02	1.08
新潟県	309	274	583	245	248	493	0.89	0.85
愛知県	645	594	1239	574	370	944	0.97	0.76
三重県	-	179	-	7	-	-	0.04	-
滋賀県	48	37	85	38	31	69	1.03	0.81
京都府	110	102	212	88	54	142	0.86	0.67
奈良県	142	60	202	62	39	101	1.03	0.50
鳥取県	11	10	21	9	12	21	0.90	1.00
島根県	151	136	287	124	131	255	0.91	0.89
岡山県	627	803	1430	578	485	1063	0.72	0.74
広島県	841	665	1506	517	546	1063	0.78	0.71
山口県	181	176	357	166	187	353	0.94	0.99
愛媛県	937	909	1846	820	744	1564	0.90	0.85
福岡県	842	879	1721	868	832	1700	0.99	0.99
佐賀県	111	111	222	124	71	195	1.12	0.88
長崎県	36	34	70	32	57	89	0.94	1.27
熊本県	335	313	648	170	147	317	0.54	0.49
大分県	392	387	779	281	158	439	0.73	0.56
宮崎県	199	175	374	145	140	285	0.83	0.76
鹿児島県	184	398	582	272	274	546	0.68	0.94
沖縄県	237	233	470	177	54	231	0.76	0.49
合計	8528	8367	16895	6897	6146	13044	0.82	0.77
平均	-	-	-	-	-	-	0.86	0.80
減少した 自治体数	-	-	-	-	-	-	21/27 (78%)	23/26 (88%)

4-4-3 産廃税導入県と未導入県の同期間における産廃の量の比較

本節では、前節（4-4-2）で行った産廃税導入前後での産廃の量の変化について、産廃税導入による効果があったのかをより詳しく把握するために、産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の量の変化を同じ期間において比較し、産廃の量の変化に違いが見られるかを分析していく。具体的には、産廃税を導入する自治体が多かった H16 年と H17 年を基準にした比較をそれぞれ行う。H16 年については、H16 年に産廃税を導入した 7 県と H18 年まで未導入県の 26 県について、H15 と H16 の 1 年で見た場合の産廃の量の増減と、H14・H15 と H16・H17 の 2 年で見た場合の産廃の量の増減を比較する。H17 年についても同様に、H17 年に産廃税を導入した 10 県と、H19 年まで未導入の 23 県について、H15 と H16 の 1 年で見た場合の産廃の量の増減と、H15・H16 と H17・H18 の 2 年で見た場合の産廃の量の増減を比較する。なお、産廃税の導入年度別に自治体をまとめたものを表 4-9 に示す。北海道や山形県のように施行期日が 10 月 1 日など年度の途中で産廃税を導入している自治体については、導入年度を次年度としている。

表 4-9：産廃税の導入年度について

導入年度	自治体名
H14	三重県のみ
H15	鳥取県，岡山県，広島県
H16	青森県，岩手県，秋田県，新潟県，滋賀県，奈良県，山口県
H17	宮城県，京都府，島根県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県
H18	福島県，愛知県，沖縄県
H19	北海道，山形県，愛媛県

4-4-3-1 産廃税導入県と未導入県の同期間における排出量の比較

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の排出量の変化について，H16年とH17年を基準として比較したものを表4-10，表4-11にそれぞれ示す。

表 4-10：H16年を基準とした産廃税導入県と未導入県の排出量の比較

導入の有無	自治体名	H14 (千t)	H15(A) (千t)	合計(C) (千t)	H16(B) (千t)	H17(C) (千t)	合計(D) (千t)	1年で見た場 合の増減 (B/A)	2年で見た場 合の増減 (D/C)
導入県	青森県	1946	1748	3694	1744	1549	3293	1.00	0.89
	岩手県	1872	1801	3673	2001	1487	3488	1.11	0.95
	秋田県	2153	1778	3931	1890	1457	3347	1.06	0.85
	新潟県	5545	5463	11008	4881	6921	11802	0.89	1.07
	滋賀県	1885	1708	3593	1696	1797	3493	0.99	0.97
	奈良県	937	1224	2161	1161	817	1978	0.95	0.92
	山口県	2104	2888	4992	3014	2724	5738	1.04	1.15
	合計	16441	16610	33051	16387	16752	33139	0.99	1.00
平均	-	-	-	-	-	-	1.01	0.97	
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	3/7 (43%)	2/7 (29%)	
未導入県	北海道	9905	11477	21382	11121	9194	20315	0.97	0.95
	山形県	1788	3440	5228	1714	1872	3586	0.50	0.69
	福島県	3540	3633	7173	3702	3944	7646	1.02	1.07
	愛知県	13612	13845	27457	16014	16227	32241	1.16	1.17
	愛媛県	3133	3570	6703	2944	3074	6018	0.82	0.90
	沖縄県	929	713	1642	718	2509	3227	1.01	1.97
	茨城県	3610	2956	6566	3343	5018	8361	1.13	1.27
	栃木県	2777	2991	5768	2335	2602	4937	0.78	0.86
	群馬県	1950	2129	4079	2162	2235	4397	1.02	1.08
	埼玉県	5059	5631	10690	6194	6042	12236	1.10	1.14
	千葉県	5870	5629	11499	5630	6117	11747	1.00	1.02
	東京都	14292	15159	29451	14640	14888	29528	0.97	1.00
	神奈川県	9976	10147	20123	10422	9608	20030	1.03	1.00
	富山県	2397	2602	4999	2239	2406	4645	0.86	0.93
	石川県	2131	1918	4049	1992	2054	4046	1.04	1.00
	福井県	1597	1658	3255	1667	1651	3318	1.01	1.02
	山梨県	861	727	1588	1163	1215	2378	1.60	1.50
	長野県	2316	2395	4711	2288	2427	4715	0.96	1.00
	岐阜県	2478	2821	5299	2713	2602	5315	0.96	1.00
	静岡県	6534	6208	12742	6059	6431	12490	0.98	0.98
	大阪府	10459	7630	18089	8860	8944	17804	1.16	0.98
	兵庫県	7614	8164	15778	8370	8580	16950	1.03	1.07
	和歌山県	1328	1388	2716	1260	1396	2656	0.91	0.98
	徳島県	1159	1286	2445	1176	1100	2276	0.91	0.93
	香川県	2425	1589	4014	1606	2809	4415	1.01	1.10
	高知県	1053	538	1591	539	327	866	1.00	0.54
	合計	118,793	120,244	239,037	120,871	125,272	246,143	1.01	1.03
	平均	-	-	-	-	-	-	1.00	1.04
	増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	15/26 (58%)	14/26 (54%)

表 4-10 より、H16 年を基準とした排出量の総量の増減は 1 年で見た場合、産廃税未導入県では少し増加しているが、産廃税導入県では少し減少している。また、2 年で見た場合は産廃税導入県の方が産廃税未導入県より排出量の増加の程度が少し小さくなっていることがわかる。

表 4-11：H17 年を基準とした産廃税導入県と未導入県の排出量の比較

導入の有無	自治体名	H15 (千t)	H16(A) (千t)	合計(C) (千t)	H17(B) (千t)	H18 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見た場 合の増減 (B/A)	2年で見た場 合の増減 (D/C)
導入県	宮城県	2625	3018	5643	3075	3600	6675	1.02	1.18
	京都府	2523	2882	5405	2980	3194	6174	1.03	1.14
	島根県	1296	2206	3502	1902	2010	3912	0.86	1.12
	福岡県	6704	7048	13752	7442	7894	15336	1.06	1.12
	佐賀県	965	973	1938	1075	927	2002	1.10	1.03
	長崎県	1738	1700	3438	1883	1523	3406	1.11	0.99
	熊本県	2389	2395	4784	2729	2380	5109	1.14	1.07
	大分県	2446	2006	4452	1475	2415	3890	0.74	0.87
	宮崎県	1585	1472	3057	1647	1243	2890	1.12	0.95
	鹿児島県	1642	2394	4036	2567	2532	5099	1.07	1.26
	合計	23913	26094	50007	26775	27718	54493	1.03	1.09
	平均	-	-	-	-	-	-	1.02	1.07
	増加した 自治体数	-	-	-	-	-	-	8/10 (80%)	7/10 (70%)
未導入県	北海道	11477	11121	22598	9194	8254	17448	0.83	0.77
	山形県	3440	1714	5154	1872	2008	3880	1.09	0.75
	愛媛県	3570	2944	6514	3074	3346	6420	1.04	0.99
	茨城県	2956	3343	6299	5018	3777	8795	1.50	1.40
	栃木県	2991	2335	5326	2602	2718	5320	1.11	1.00
	群馬県	2129	2162	4291	2235	2238	4473	1.03	1.04
	埼玉県	5631	6194	11825	6042	5321	11363	0.98	0.96
	千葉県	5629	5630	11259	6117	6885	13002	1.09	1.15
	東京都	15159	14640	29799	14888	15362	30250	1.02	1.02
	神奈川県	10147	10422	20569	9608	11223	20831	0.92	1.01
	富山県	2602	2239	4841	2406	2658	5064	1.07	1.05
	石川県	1918	1992	3910	2054	2252	4306	1.03	1.10
	福井県	1658	1667	3325	1651	1718	3369	0.99	1.01
	山梨県	727	1163	1890	1215	1060	2275	1.04	1.20
	長野県	2395	2288	4683	2427	2414	4841	1.06	1.03
	岐阜県	2821	2713	5534	2602	2770	5372	0.96	0.97
	静岡県	6208	6059	12267	6431	7068	13499	1.06	1.10
	大阪府	7630	8860	16490	8944	10176	19120	1.01	1.16
	兵庫県	8164	8370	16534	8580	7879	16459	1.03	1.00
	和歌山県	1388	1260	2648	1396	2331	3727	1.11	1.41
	徳島県	1286	1176	2462	1100	1062	2162	0.94	0.88
	香川県	1589	1606	3195	2809	2988	5797	1.75	1.81
	高知県	538	539	1077	327	431	758	0.61	0.70
	合計	102053	100437	202490	102592	105939	208531	1.02	1.03
	平均	-	-	-	-	-	-	1.06	1.07
	増加した 自治体数	-	-	-	-	-	-	16/23 (70%)	14/23 (61%)

表 4-11 より、H17 を基準とした排出量の総量の増減は、1 年で見た場合・2 年で見た場合ともに産廃税導入県の方が産廃税未導入県より排出量の増加の程度は大きくなっていることがわかる。

このことから、H16 年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が排出量の増加の程度は小さくなっているが、H17 年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が排出量の増加の程度が大きくなっていることから、産廃税の導

入によって排出量の増減に大きな効果があったとは言えない。前節(4-4-2-1)の結果より、産廃税導入前後で排出量は減少しておらず、産廃税を導入していない自治体との比較においても、排出量の増加の程度に関して産廃税導入による影響が大きくあったとは言えないことから、排出量に関しては産廃税導入の効果があったとは認められない。

4-4-3-2 産廃税導入県と未導入県の同期間における中間処理量の比較

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の中間処理量の変化について、H16年とH17年を基準として比較したものを表4-12、表4-13にそれぞれ示す。

表4-12：H16年を基準とした産廃税導入県と未導入県の中間処理量の比較

導入の有無	自治体名	H14 (千t)	H15(A) (千t)	合計(C) (千t)	H16(B) (千t)	H17(C) (千t)	合計(D) (千t)	1年で見 た場合 の増減 (B/A)	2年で見 た場合 の増減 (D/C)
導入県	青森県	1919	1718	3637	1715	1518	3233	1.00	0.89
	岩手県	1760	1710	3470	1911	1408	3319	1.12	0.96
	秋田県	1698	1673	3371	1572	1336	2908	0.94	0.86
	新潟県	5189	5141	10330	4584	6628	11212	0.89	1.09
	滋賀県	1804	1634	3438	1604	1635	3239	0.98	0.94
	奈良県	782	1157	1939	1094	743	1837	0.95	0.95
	山口県	1719	2441	4160	2595	2344	4939	1.06	1.19
	合計	14871	15474	30345	15075	15612	30687	0.97	1.01
平均	-	-	-	-	-	-	0.99	0.98	
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	2/7 (29%)	2/7 (29%)	
未導入県	北海道	8930	10492	19422	10338	8336	18674	0.99	0.96
	山形県	1463	3154	4617	1495	1664	3159	0.47	0.68
	福島県	3192	3295	6487	3367	3593	6960	1.02	1.07
	愛知県	12581	12892	25473	15175	15221	30396	1.18	1.19
	愛媛県	2057	2526	4583	1919	2056	3975	0.76	0.87
	沖縄県	743	472	1215	476	2275	2751	1.01	2.27
	茨城県	3450	2832	6282	3179	4881	8060	1.12	1.28
	栃木県	2621	2845	5466	2220	2447	4667	0.78	0.85
	群馬県	1782	1997	3779	2028	2043	4071	1.02	1.08
	埼玉県	4648	5238	9886	5845	5679	11524	1.12	1.17
	千葉県	5373	5132	10505	5085	5542	10627	0.99	1.01
	東京都	13778	14945	28723	14123	14501	28624	0.94	1.00
	神奈川県	8366	8378	16744	8293	7729	16022	0.99	0.96
	富山県	2121	2322	4443	2056	2244	4300	0.89	0.97
	石川県	1897	1787	3684	1871	1856	3727	1.05	1.01
	福井県	1563	1602	3165	1609	1599	3208	1.00	1.01
	山梨県	853	715	1568	1150	1205	2355	1.61	1.50
	長野県	2246	2307	4553	2193	2336	4529	0.95	0.99
	岐阜県	2308	2677	4985	2564	2532	5096	0.96	1.02
	静岡県	5192	5220	10412	5100	5510	10610	0.98	1.02
	大阪府	8895	6145	15040	8029	8375	16404	1.31	1.09
	兵庫県	7139	7513	14652	7583	7697	15280	1.01	1.04
	和歌山県	1215	1215	2430	958	1145	2103	0.79	0.87
	徳島県	980	1203	2183	1165	1009	2174	0.97	1.00
	香川県	2110	1323	3433	1329	2435	3764	1.00	1.10
	高知県	946	519	1465	537	319	856	1.03	0.58
	合計	106449	108746	215195	109687	114229	223916	1.01	1.04
	平均	-	-	-	-	-	-	1.00	1.06
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	13/26 (50%)	15/26 (58%)	

表4-12より、H16年を基準とした場合の中間処理量の総量の増減は1年で見えた場合、産

廃税未導入県では少し増加しているが、産廃税導入県では少し減少している。また、2年で見えた場合は産廃税導入県の方が産廃税未導入県より中間処理量の増加の程度が小さくなっていることがわかる。

表 4-13 : H17 年を基準とした産廃税導入県と未導入県の中間処理量の比較

導入の有無	自治体名	H15 (千t)	H16(A) (千t)	合計(C) (千t)	H17(B) (千t)	H18 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見えた場合の増減 (B/A)	2年で見えた場合の増減 (D/C)
導入県	宮城県	2342	2741	5083	2831	3383	6214	1.03	1.22
	京都府	2342	2498	4840	2807	3018	5825	1.12	1.20
	島根県	1138	2065	3203	1772	1877	3649	0.86	1.14
	福岡県	5674	6068	11742	6526	6997	13523	1.08	1.15
	佐賀県	839	850	1689	942	846	1788	1.11	1.06
	長崎県	1684	1652	3336	1841	1456	3297	1.11	0.99
	熊本県	2031	2073	4104	2553	2215	4768	1.23	1.16
	大分県	2044	1617	3661	1168	2252	3420	0.72	0.93
	宮崎県	1330	1288	2618	1483	1093	2576	1.15	0.98
	鹿児島県	1437	1974	3411	2269	2231	4500	1.15	1.32
	合計	20861	22826	43687	24192	25368	49560	1.06	1.13
	平均	-	-	-	-	-	-	1.06	1.12
	増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	8/10 (80%)	7/10 (70%)
未導入県	北海道	10492	10338	20830	8336	7593	15929	0.81	0.76
	山形県	3154	1495	4649	1664	1828	3492	1.11	0.75
	愛媛県	2526	1919	4445	2056	2350	4406	1.07	0.99
	茨城県	2832	3179	6011	4881	3705	8586	1.54	1.43
	栃木県	2845	2220	5065	2447	2628	5075	1.10	1.00
	群馬県	1997	2028	4025	2043	2109	4152	1.01	1.03
	埼玉県	5238	5845	11083	5679	4983	10662	0.97	0.96
	千葉県	5132	5085	10217	5542	6198	11740	1.09	1.15
	東京都	14945	14123	29068	14501	15149	29650	1.03	1.02
	神奈川県	8378	8293	16671	7729	9533	17262	0.93	1.04
	富山県	2322	2056	4378	2244	2343	4587	1.09	1.05
	石川県	1787	1871	3658	1856	2083	3939	0.99	1.08
	福井県	1602	1609	3211	1599	1676	3275	0.99	1.02
	山梨県	715	1150	1865	1205	1050	2255	1.05	1.21
	長野県	2307	2193	4500	2336	2313	4649	1.07	1.03
	岐阜県	2677	2564	5241	2532	2706	5238	0.99	1.00
	静岡県	5220	5100	10320	5510	6172	11682	1.08	1.13
	大阪府	6145	8029	14174	8375	9391	17766	1.04	1.25
	兵庫県	7513	7583	15096	7697	7001	14698	1.02	0.97
	和歌山県	1215	958	2173	1145	2020	3165	1.20	1.46
	徳島県	1203	1165	2368	1009	975	1984	0.87	0.84
	香川県	1323	1329	2652	2435	2574	5009	1.83	1.89
	高知県	519	537	1056	319	423	742	0.59	0.70
合計	92087	90669	182756	93140	96803	189943	1.03	1.04	
平均	-	-	-	-	-	-	1.06	1.08	
増加した自治体数	-	-	-	-	-	-	16/23 (70%)	16/23 (70%)	

表 4-13 より、H17 を基準とした場合の中間処理量の総量の増減は、1年で見えた場合・2年で見えた場合ともに産廃税導入県の方が増加の程度は大きくなっていることがわかる。

このことから、H17 年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が中間処理量の増加の程度は大きくなっているが、H16 年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が中間処理量の増加の程度は小さくなっていることから、産廃税の導入によって中間処理量の増減に大きな効果があったとは言えない。前節 (4-4-2)

の結果より、産廃税導入前後で中間処理量は増加しているが、産廃税を導入していない自治体との比較においては、中間処理量の増加の程度に関して産廃税導入による効果が大きくあったとは言えないことから、産廃税導入前後で中間処理量が増加していることが、産廃税導入の効果であると言い切ることはできない。

4-4-3-3 産廃税導入県と未導入県の同期間における最終処分量の比較

産廃税導入県と産廃税未導入県の自治体の産廃の最終処分量の変化について、H16年とH17年を基準として比較したものを表4-14、表4-15にそれぞれ示す。

表4-14：H16年を基準とした産廃税導入県と未導入県の最終処分量の比較

導入の有無	自治体名	H14 (千t)	H15(A) (千t)	合計(C) (千t)	H16(B) (千t)	H17(C) (千t)	合計(D) (千t)	1年で見 た場合 の増減 (B/A)	2年で見 た場合 の増減 (D/C)
導入県	青森県	27	29	56	29	31	60	1.00	1.07
	岩手県	111	91	202	90	80	170	0.99	0.84
	秋田県	455	105	560	118	121	239	1.12	0.43
	新潟県	356	322	678	297	293	590	0.92	0.87
	滋賀県	81	74	155	91	162	253	1.23	1.63
	奈良県	155	67	222	67	73	140	1.00	0.63
	山口県	385	446	831	418	380	798	0.94	0.96
	合計	1570	1134	2704	1110	1140	2250	0.98	0.83
平均	-	-	-	-	-	-	1.03	0.92	
減少した自治体数	-	-	-	-	-	-	3/7 (43%)	5/7 (71%)	
未導入県	北海道	975	985	1960	783	858	1641	0.79	0.84
	山形県	325	286	611	219	208	427	0.77	0.70
	福島県	348	338	686	335	351	686	0.99	1.00
	愛知県	1032	953	1985	839	1006	1845	0.88	0.93
	愛媛県	1076	1044	2120	1024	1018	2042	0.98	0.96
	沖縄県	186	241	427	241	235	476	1.00	1.11
	茨城県	160	124	284	164	137	301	1.32	1.06
	栃木県	156	146	302	115	155	270	0.79	0.89
	群馬県	168	132	300	134	192	326	1.02	1.09
	埼玉県	411	393	804	349	363	712	0.89	0.89
	千葉県	497	497	994	545	575	1120	1.10	1.13
	東京都	514	214	728	517	387	904	2.42	1.24
	神奈川県	1610	1769	3379	2129	1879	4008	1.20	1.19
	富山県	276	280	556	183	162	345	0.65	0.62
	石川県	234	131	365	121	198	319	0.92	0.87
	福井県	34	56	90	58	53	111	1.04	1.23
	山梨県	8	12	20	13	11	24	1.08	1.18
	長野県	70	88	158	95	91	186	1.08	1.17
	岐阜県	170	144	314	149	70	219	1.03	0.70
	静岡県	1342	988	2330	959	921	1880	0.97	0.81
	大阪府	1564	1485	3049	831	569	1400	0.56	0.46
	兵庫県	475	651	1126	787	882	1669	1.21	1.48
	和歌山県	112	173	285	302	252	554	1.75	1.94
	徳島県	179	83	262	11	91	102	0.13	0.39
	香川県	315	266	581	277	373	650	1.04	1.12
	高知県	107	19	126	2	8	10	0.11	0.08
	合計	12345	11498	23843	11182	11044	22226	0.97	0.93
	平均	-	-	-	-	-	-	0.99	0.96
	減少した自治体数	-	-	-	-	-	-	13/26 (50%)	13/26 (50%)

表4-14より、H16年を基準とした場合の最終処分量の総量の増減は1年で見えた場合、産

廃税導入県の方が産廃税導入県より最終処分量の減少の程度が少し小さくなっている。また、2年で見えた場合は産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっていることがわかる。

表 4-15 : H17 年を基準とした産廃税導入県と未導入県の最終処分量の比較

導入の有無	自治体名	H15 (千t)	H16(A) (千t)	合計(C) (千t)	H17(B) (千t)	H18 (千t)	合計(D) (千t)	1年で見えた場 合の増減 (B/A)	2年で見えた場 合の増減 (D/C)
導入県	宮城県	283	278	561	243	217	460	0.87	0.82
	京都府	181	184	365	173	175	348	0.94	0.95
	島根県	158	142	300	131	133	264	0.92	0.88
	福岡県	1030	978	2008	917	897	1814	0.94	0.90
	佐賀県	126	123	249	134	82	216	1.09	0.87
	長崎県	53	48	101	43	67	110	0.90	1.09
	熊本県	358	322	680	176	165	341	0.55	0.50
	大分県	402	389	791	306	163	469	0.79	0.59
	宮崎県	235	184	419	164	150	314	0.89	0.75
	鹿児島県	205	420	625	299	301	600	0.71	0.96
	合計	3031	3068	6099	2586	2350	4936	0.84	0.81
	平均	-	-	-	-	-	-	0.86	0.83
減少した 自治体数	-	-	-	-	-	-	9/10 (90%)	9/10 (90%)	
未導入県	北海道	985	783	1768	858	662	1520	1.10	0.86
	山形県	286	219	505	208	180	388	0.95	0.77
	愛媛県	1044	1024	2068	1018	996	2014	0.99	0.97
	茨城県	124	164	288	137	72	209	0.84	0.73
	栃木県	146	115	261	155	90	245	1.35	0.94
	群馬県	132	134	266	192	129	321	1.43	1.21
	埼玉県	393	349	742	363	338	701	1.04	0.94
	千葉県	497	545	1042	575	687	1262	1.05	1.21
	東京都	214	517	731	387	213	600	0.75	0.82
	神奈川県	1769	2129	3898	1879	1690	3569	0.88	0.92
	富山県	280	183	463	162	315	477	0.88	1.03
	石川県	131	121	252	198	169	367	1.63	1.45
	福井県	56	58	114	53	42	95	0.91	0.83
	山梨県	12	13	25	11	10	21	0.84	0.84
	長野県	88	95	183	91	101	192	0.95	1.05
	岐阜県	144	149	293	70	64	134	0.47	0.46
	静岡県	988	959	1947	921	896	1817	0.96	0.93
	大阪府	1485	831	2316	569	785	1354	0.68	0.58
	兵庫県	651	787	1438	882	878	1760	1.12	1.22
	和歌山県	173	302	475	252	311	563	0.83	1.18
	徳島県	83	11	94	91	87	178	8.27	1.89
	香川県	266	277	543	373	414	787	1.35	1.45
	高知県	19	2	21	8	8	16	4.23	0.78
	合計	9966	9767	19733	9452	9137	18589	0.97	0.94
	平均	-	-	-	-	-	-	1.46	1.00
	減少した 自治体数	-	-	-	-	-	-	13/23 (57%)	14/23 (61%)

表 4-15 より、H17 年を基準とした最終処分量の総量の増減は、1年で見えた場合・2年で見えた場合ともに産廃税の導入県の方が最終処分量の減少の程度が大きくなっていることがわかる。

H16 年を基準とした場合、1年で見たとときの最終処分量の総量の増減は産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が少し小さくなっているが、2年で見えた場合

と H17 年を基準とした場合については、産廃税を導入している自治体の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっていることがわかる。このことから、産廃税の導入によって、産廃税を導入していない自治体よりも最終処分量の減少が促進されたことが推察される。また、前節（4-4-2）の結果より、産廃税導入前後で最終処分量が実際に減少していることから、最終処分量の減少に関しては産廃税導入の効果が多少はあったと考えられる。

4-4-4 産廃税導入県と未導入県の産廃量原単位の比較

本節では、環境省の産廃の広域移動データ¹⁾を基に、産廃税を導入している県と導入していない県の産廃の排出量・中間処理量・最終処分量を比較する。産廃税を導入している県（導入県）と導入していない県（未導入県）を比較するために、内閣府の HP に公開されている県内総生産（名目）²⁾によって産廃量の原単位（100 億円あたりの量）を求めた。なお産廃税を導入する自治体が 10 以上になった H16～H19 年について比較を行い、産廃税導入県と未導入県で産廃の量に傾向があるかどうかを見る。

4-4-4-1 産廃税導入県と未導入県の排出量原単位の比較

産廃の排出量原単位（100 億円あたりの量）を求め、産廃税導入県と未導入県で比較したものを表 4-16 に示す。表に示す値は各自治体の排出量（100 億円あたり）の合計から求めた平均値を示している。表 4-16 より、産廃税の導入県の方がどの年度も排出量（100 億円あたり）は多くなっていることがわかる。

表 4-16：産廃税導入県と未導入県の排出量原単位について

産廃税導入の有無	排出量(千t/100億円)			
	H16	H17	H18	H19
導入県	4.29(11)	4.29(21)	4.65(24)	4.44(27)
未導入県	3.32(36)	3.28(26)	3.14(23)	2.71(20)
合計	3.45(47)	3.54(47)	3.66(47)	3.41(47)

注：（ ）内の数字は自治体数

また、産廃税導入県と産廃税未導入県の排出量（100 億円あたり）が多い順に並べたものを表 4-17 に示す。表中の色がついている自治体が産廃税の導入県である。表 4-17 より、産廃税導入県と未導入県のばらつきに顕著な傾向は見られないが、H19 年度の排出量を見た場合、排出量が多い上位 10 の自治体のうち 9 の自治体が産廃税導入県であることがわかる。

これらのことから、産廃税導入県の方が産廃税未導入県より排出量（100 億円あたり）が多い傾向にあると言える。この結果より、産廃の排出量（100 億円あたり）が多い自治体の方が産廃税を導入している傾向にあることがわかる。

表 4-17：産廃税導入県と未導入県の排出量原単位の一覧

H16年度の排出量		H17年度の排出量		H18年度の排出量		H19年度の排出量	
自治体名	排出量 (千t/100億円)	自治体名	排出量 (千t/100億円)	自治体名	排出量 (千t/100億円)	自治体名	排出量 (千t/100億円)
島根県	8.813	香川県	7.808	島根県	8.211	北海道	7.410
愛媛県	5.856	島根県	7.747	新潟県	8.109	愛媛県	7.181
北海道	5.629	新潟県	7.448	香川県	8.013	島根県	6.317
岡山県	5.616	沖縄県	6.935	和歌山県	6.735	新潟県	6.297
新潟県	5.296	愛媛県	6.246	愛媛県	6.621	山口県	5.908
山口県	5.250	岡山県	5.578	山口県	6.382	青森県	5.424
秋田県	5.153	福島県	5.044	富山県	5.666	福井県	5.320
福井県	5.103	富山県	5.034	岡山県	5.390	山形県	5.222
福島県	4.760	福井県	4.949	大分県	5.367	熊本県	5.142
富山県	4.687	熊本県	4.817	愛知県	5.191	愛知県	4.734
愛知県	4.618	北海道	4.766	福井県	5.184	徳島県	4.675
鹿児島県	4.469	鹿児島県	4.762	福島県	4.985	岡山県	4.569
兵庫県	4.412	宮崎県	4.699	山形県	4.874	長崎県	4.548
大分県	4.396	山口県	4.659	石川県	4.829	三重県	4.460
香川県	4.380	山形県	4.636	鹿児島県	4.661	和歌山県	4.424
岩手県	4.348	茨城県	4.563	北海道	4.317	石川県	4.214
石川県	4.331	愛知県	4.538	福岡県	4.311	岐阜県	4.185
熊本県	4.261	兵庫県	4.500	三重県	4.297	岩手県	4.168
広島県	4.235	石川県	4.421	宮城県	4.246	鳥取県	4.118
山形県	4.234	三重県	4.414	秋田県	4.188	福岡県	3.862
徳島県	4.201	長崎県	4.373	熊本県	4.184	兵庫県	3.816
宮崎県	4.096	福岡県	4.106	静岡県	4.143	広島県	3.778
青森県	4.007	徳島県	4.038	広島県	4.130	沖縄県	3.595
長崎県	3.971	広島県	4.012	沖縄県	4.053	鹿児島県	3.563
福岡県	3.950	秋田県	3.983	兵庫県	4.042	静岡県	3.540
静岡県	3.727	和歌山県	3.969	徳島県	3.973	大分県	3.404
和歌山県	3.699	静岡県	3.833	鳥取県	3.928	栃木県	3.389
山梨県	3.669	山梨県	3.778	岩手県	3.895	茨城県	3.375
岐阜県	3.666	佐賀県	3.717	岐阜県	3.693	佐賀県	3.251
鳥取県	3.656	宮城県	3.674	千葉県	3.597	群馬県	3.237
宮城県	3.639	青森県	3.593	宮崎県	3.536	千葉県	3.205
佐賀県	3.375	岐阜県	3.498	長崎県	3.536	秋田県	3.110
神奈川県	3.359	鳥取県	3.445	神奈川県	3.512	滋賀県	3.096
奈良県	3.044	大分県	3.308	茨城県	3.373	宮崎県	3.064
茨城県	3.034	岩手県	3.283	青森県	3.296	長野県	3.059
埼玉県	3.011	千葉県	3.218	栃木県	3.290	山梨県	3.024
千葉県	3.004	栃木県	3.160	山梨県	3.240	神奈川県	2.883
京都府	2.895	神奈川県	3.059	佐賀県	3.197	埼玉県	2.815
栃木県	2.884	群馬県	2.985	京都府	3.171	富山県	2.796
群馬県	2.884	滋賀県	2.982	滋賀県	3.125	福島県	2.762
滋賀県	2.849	京都府	2.976	長野県	2.992	京都府	2.741
長野県	2.844	長野県	2.960	群馬県	2.975	大阪府	2.397
三重県	2.785	埼玉県	2.897	大阪府	2.647	奈良県	2.386
大阪府	2.339	大阪府	2.350	埼玉県	2.524	高知県	1.988
高知県	2.312	奈良県	2.149	奈良県	2.462	東京都	1.712
沖縄県	2.005	東京都	1.634	高知県	1.858	宮城県	0.925
東京都	1.644	高知県	1.415	東京都	1.676	香川県	0.754

4-4-4-2 産廃税導入県と未導入県の間処理量原単位の比較

産廃の間処理量原単位（100億円あたりの量）を求め、産廃税導入県と未導入県で比較したものを表 4-18 に示す。表に示す値は各自治体の中間処理量（100億円あたり）の合計から求めた平均値を示している。表 4-18 より、産廃税の導入県の方がどの年度も中間処理量（100億円あたり）は多くなっていることがわかる。

表 4-18：産廃税導入県と未導入県の間処理量原単位について

産廃税導入の有無	中間処理量(千t/100億円)			
	H16	H17	H18	H19
導入県	3.86(11)	3.89(21)	4.29(24)	4.10(27)
未導入県	3.00(36)	2.99(26)	2.87(23)	2.51(20)
合計	3.11(47)	3.22(47)	3.36(47)	3.15(47)

注：() 内の数字は自治体数

また、産廃税導入県と産廃税未導入県の間処理量（100億円あたり）が多い順に並べたものを表4-19に示す。表中の色がついている自治体が産廃税の導入県である。表4-19より、産廃税導入県と未導入県のばらつきに顕著な傾向は見られないが、H19年度の間処理量を見た場合、中間処理量が多い上位10の自治体のうち9の自治体が産廃税の導入県であることがわかる。

これらのことから、産廃税導入県の方が産廃税未導入県より中間処理量（100億円あたり）が多い傾向にあると言える。産廃税導入県の方が産廃税未導入県より中間処理量が多い傾向にあるのは、排出量自体が産廃税導入県の方が高い傾向にあることから、それに伴い中間処理量も同じ傾向を示していると考えられる。

表4-19：産廃税導入県と未導入県の間処理量原単位の一覧

H16年度の間処理量		H17年度の間処理量		H18年度の間処理量		H19年度の間処理量	
自治体	中間処理量 (千t/100億円)	自治体	中間処理量 (千t/100億円)	自治体	中間処理量 (千t/100億円)	自治体	中間処理量 (千t/100億円)
島根県	8.250	香川県	7.808	新潟県	7.781	北海道	7.075
北海道	5.232	島根県	7.747	島根県	7.668	新潟県	5.968
新潟県	4.974	新潟県	7.448	香川県	6.903	島根県	5.761
福井県	4.925	沖縄県	6.935	和歌山県	5.836	山口県	5.454
岡山県	4.923	愛媛県	6.246	山口県	5.722	愛媛県	5.403
山口県	4.520	岡山県	5.578	福井県	5.058	青森県	5.330
愛知県	4.376	福島県	5.044	大分県	5.005	福井県	5.197
福島県	4.329	富山県	5.034	富山県	4.994	山形県	4.808
富山県	4.304	福井県	4.949	愛知県	4.940	熊本県	4.773
秋田県	4.286	熊本県	4.817	岡山県	4.838	愛知県	4.554
徳島県	4.162	北海道	4.766	愛媛県	4.650	岡山県	4.275
岩手県	4.153	鹿児島県	4.762	福島県	4.543	長崎県	4.056
石川県	4.068	宮崎県	4.699	石川県	4.467	岐阜県	4.045
兵庫県	3.997	山口県	4.659	山形県	4.437	鳥取県	4.004
青森県	3.940	山形県	4.636	鹿児島県	4.107	岩手県	3.963
長崎県	3.859	茨城県	4.563	宮城県	3.990	石川県	3.926
愛媛県	3.817	愛知県	4.538	北海道	3.972	徳島県	3.769
山形県	3.693	兵庫県	4.500	熊本県	3.894	和歌山県	3.673
熊本県	3.688	石川県	4.421	秋田県	3.889	三重県	3.532
鹿児島県	3.685	三重県	4.414	福岡県	3.821	兵庫県	3.519
山梨県	3.628	長崎県	4.373	鳥取県	3.788	福岡県	3.485
香川県	3.624	福岡県	4.106	広島県	3.725	沖縄県	3.436
宮崎県	3.584	徳島県	4.038	岩手県	3.702	広島県	3.386
広島県	3.551	広島県	4.012	徳島県	3.648	茨城県	3.315
大分県	3.543	秋田県	3.983	静岡県	3.617	鹿児島県	3.310
鳥取県	3.468	和歌山県	3.969	岐阜県	3.607	栃木県	3.208
岐阜県	3.465	静岡県	3.833	兵庫県	3.591	佐賀県	3.156
福岡県	3.401	山梨県	3.778	三重県	3.590	大分県	3.118
宮城県	3.305	佐賀県	3.717	沖縄県	3.559	群馬県	3.082
静岡県	3.137	宮城県	3.674	長崎県	3.380	静岡県	3.036
佐賀県	2.948	青森県	3.593	茨城県	3.309	山梨県	2.989
茨城県	2.885	岐阜県	3.498	千葉県	3.238	千葉県	2.950
奈良県	2.868	鳥取県	3.445	青森県	3.228	長野県	2.928
埼玉県	2.841	大分県	3.308	山梨県	3.210	秋田県	2.919
和歌山県	2.812	岩手県	3.283	栃木県	3.181	滋賀県	2.840
栃木県	2.742	千葉県	3.218	宮崎県	3.109	宮崎県	2.665
長野県	2.726	栃木県	3.160	京都府	2.997	埼玉県	2.656
千葉県	2.713	神奈川県	3.059	神奈川県	2.983	京都府	2.594
群馬県	2.705	群馬県	2.985	佐賀県	2.917	神奈川県	2.511
滋賀県	2.695	滋賀県	2.982	長野県	2.867	富山県	2.393
神奈川県	2.673	京都府	2.976	滋賀県	2.858	福島県	2.283
三重県	2.577	長野県	2.960	群馬県	2.803	大阪府	2.206
京都府	2.509	埼玉県	2.897	大阪府	2.443	奈良県	2.174
高知県	2.304	大阪府	2.350	埼玉県	2.364	高知県	1.942
大阪府	2.120	奈良県	2.149	奈良県	2.261	東京都	1.682
東京都	1.586	東京都	1.634	高知県	1.824	宮城県	0.778
沖縄県	1.329	高知県	1.415	東京都	1.653	香川県	0.421

4-4-4-3 産廃税導入県と未導入県の最終処分量原単位の比較

産廃の最終処分量原単位（100億円あたりの量）を求め、産廃税の導入県と未導入県で比較したものを表 4-20 に示す。表に示す値は各自治体の最終処分量（100億円あたり）の合計から求めた平均値を示している。表 4-20 より、産廃税の導入県の方がどの年度も最終処分量は（100億円あたり）多くなっていることがわかる。

表 4-20：産廃税導入県と未導入県の最終処分量原単位について

産廃税導入の有無	最終処分量(千t/100億円)			
	H16	H17	H18	H19
導入県	0.36(11)	0.41(21)	0.36(24)	0.34(27)
未導入県	0.32(36)	0.29(26)	0.27(23)	0.19(20)
合計	0.33(47)	0.32(47)	0.30(47)	0.25(47)

注：（ ）内の数字は自治体数

また、産廃税導入県と産廃税未導入県の最終処分量（100億円あたり）が多い順に並べたものを表 4-21 に示す。表中の色がついている自治体が産廃税の導入県である。表 4-21 より、産廃税導入県と未導入県のばらつきに顕著な傾向は見られないが、H19年度の最終処分量を見た場合、最終処分量が多い上位 10 の自治体のうち 7 の自治体が産廃税の導入県であることがわかる。このことから、産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量（100億円あたり）が多くなっていることがわかる。

これらのことから、産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量（100億円あたり）が多い傾向にあると言える。前節（4-4-3）より、最終処分量の減少に関しては、産廃税の効果が多少はあったと考えられるが、産廃税導入県の方が産廃税未導入県より最終処分量（100億円あたり）が多い傾向を示していることから、産廃税の効果が出やすいという背景があったことが推察される。

表 4-21：産廃税導入県と未導入県の最終処分量原単位の一覧

H16年度の最終処分量		H17年度の最終処分量		H18年度の最終処分量		H19年度の最終処分量	
自治体名	最終処分量 (千t/100億円)	自治体名	最終処分量 (千t/100億円)	自治体名	最終処分量 (千t/100億円)	自治体名	最終処分量 (千t/100億円)
愛媛県	2.037	愛媛県	2.069	愛媛県	1.971	愛媛県	1.779
和歌山県	0.886	香川県	1.038	香川県	1.110	三重県	0.928
大分県	0.852	和歌山県	0.716	和歌山県	0.899	徳島県	0.906
鹿児島県	0.784	三重県	0.693	三重県	0.706	和歌山県	0.751
香川県	0.755	大分県	0.686	富山県	0.671	島根県	0.557
山口県	0.728	山口県	0.650	山口県	0.660	静岡県	0.505
岡山県	0.692	沖縄県	0.650	鹿児島県	0.554	長崎県	0.492
神奈川県	0.686	岡山県	0.643	岡山県	0.552	福島県	0.478
沖縄県	0.673	神奈川県	0.598	島根県	0.543	山口県	0.454
静岡県	0.590	鹿児島県	0.555	神奈川県	0.529	山形県	0.414
熊本県	0.573	静岡県	0.549	静岡県	0.525	富山県	0.403
島根県	0.567	島根県	0.534	沖縄県	0.497	宮崎県	0.399
福岡県	0.548	山形県	0.515	福岡県	0.490	広島県	0.392
山形県	0.541	福岡県	0.506	兵庫県	0.450	福岡県	0.376
宮崎県	0.512	宮崎県	0.468	福島県	0.442	神奈川県	0.372
広島県	0.509	佐賀県	0.463	山形県	0.437	熊本県	0.369
福島県	0.431	兵庫県	0.463	宮崎県	0.427	北海道	0.335
佐賀県	0.427	兵庫県	0.449	広島県	0.405	香川県	0.334
兵庫県	0.415	福島県	0.449	石川県	0.362	新潟県	0.329
北海道	0.396	北海道	0.445	大分県	0.362	兵庫県	0.297
富山県	0.383	石川県	0.425	千葉県	0.359	岡山県	0.294
宮城県	0.335	富山県	0.339	北海道	0.346	石川県	0.288
新潟県	0.322	徳島県	0.334	新潟県	0.330	大分県	0.286
秋田県	0.322	秋田県	0.331	徳島県	0.325	滋賀県	0.256
千葉県	0.291	新潟県	0.315	秋田県	0.299	千葉県	0.254
石川県	0.263	熊本県	0.311	熊本県	0.290	鹿児島県	0.253
愛知県	0.242	千葉県	0.302	佐賀県	0.283	奈良県	0.212
大阪府	0.219	宮城県	0.290	滋賀県	0.269	岩手県	0.205
三重県	0.206	愛知県	0.281	宮城県	0.256	大阪府	0.192
岐阜県	0.201	滋賀県	0.269	愛知県	0.251	秋田県	0.191
岩手県	0.196	群馬県	0.256	大阪府	0.204	栃木県	0.182
鳥取県	0.188	奈良県	0.192	奈良県	0.201	愛知県	0.180
京都府	0.185	栃木県	0.188	岩手県	0.193	沖縄県	0.158
群馬県	0.179	岩手県	0.177	京都府	0.174	埼玉県	0.158
福井県	0.178	埼玉県	0.174	群馬県	0.171	群馬県	0.154
奈良県	0.176	京都府	0.173	埼玉県	0.160	京都府	0.148
埼玉県	0.170	福井県	0.158	長崎県	0.156	宮城県	0.147
滋賀県	0.153	大阪府	0.150	鳥取県	0.141	岐阜県	0.140
茨城県	0.149	鳥取県	0.138	福井県	0.127	長野県	0.131
栃木県	0.142	茨城県	0.125	長野県	0.125	福井県	0.123
長野県	0.118	長野県	0.111	栃木県	0.109	鳥取県	0.115
長崎県	0.112	長崎県	0.100	岐阜県	0.085	佐賀県	0.095
青森県	0.067	岐阜県	0.094	青森県	0.069	青森県	0.094
東京都	0.058	青森県	0.072	茨城県	0.064	茨城県	0.060
山梨県	0.041	東京都	0.042	高知県	0.034	高知県	0.046
徳島県	0.039	高知県	0.037	山梨県	0.031	山梨県	0.035
高知県	0.009	山梨県	0.034	東京都	0.023	東京都	0.030

4-4-5 事業者から見た産廃税条例の課題・問題点について

産廃税条例の課題・問題点については、三重県・滋賀県・奈良県・京都府に所在する処分業者へのアンケート調査のうち、返答があった10の中間処理業者と14の最終処分業者の回答結果を基に目的を達成する。返答があった10の中間処理業者と14の最終処分業者の所在府県を表4-22に示す。

表 4-22：アンケートの返答があった処分業者の所在府県の内訳

	三重県	滋賀県	奈良県	京都府	合計
中間処理業者	8	2	0	0	10
最終処分業者	4	3	3	4	14

4-4-5-1 税の転嫁について

三重県・滋賀県のように事業者申告納付方式では、排出事業者が確実に税を納めることになる。一方、奈良県・京都府のように最終処分業者が特別徴収義務者となって代わりに税を納める方式では、図 4-2 のように産廃税が最終処分業者に渡ることが想定されているが、処分業者が排出事業者等から適正に税をもらえているか自治体も把握できていない状況にある。そこで、奈良県・京都府に所在する処分業者については、処理料金とは別に税をどの程度もらえているかについて調査結果を表 4-23 に示す。なお、回答のあった中間処理業者は全て三重県・滋賀県に所在する業者なので、最終処分業者のみ結果を載せる。有効回答数は 8 である。

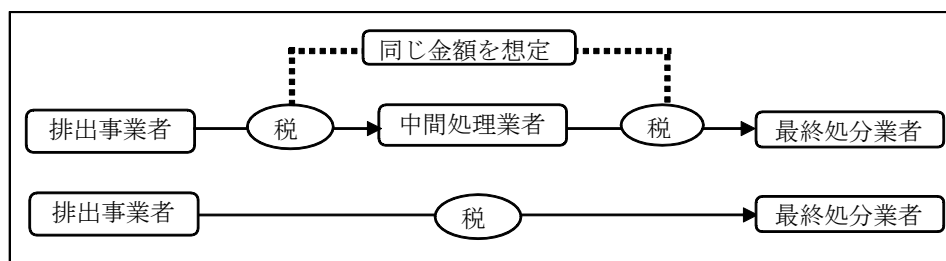


図 4-2：最終処分業者特別徴収方式における税の流れ

表 4-23 より、最終処分業者によっては、排出事業者・中間処理業者から、産廃税を全額もらえていない業者もあるということがわかる。また、産廃税を全額もらえていない 4 つの業者のうち、「税制の周知や普及啓発が徹底されていないため」を理由として選んだ業者が 3 つ、「税の転嫁によって、顧客（排出事業者）を失うおそれがあるため」を理由として選んだ業者が 1 つあった。回答数が少ないことから、一概には言えないが、税を全額もらえていないという最終処分業者があるということは産廃税の制度上の問題点と言える。

表 4-23：最終処分業者が処理料金とは別に税をどの程度もらえているかについて
(奈良県・京都府に所在の最終処分業者の回答)

	全額	7～9割程度	4～6割程度	1～3割程度	もらえていない
排出事業者から	4	2	0	0	2
中間処理業者から	4	2	0	0	2

また、三重県・滋賀県においては、排出事業者が確実に税を納めることになるが、産廃税が課せられることによって結果的に処理料金が高くなるので、処分業者に処理料金を安くして欲しいといった依頼等がなかったかについて質問をした。その調査結果を表 4-24 に示す。有効回答数は中間処理業者が 10、最終処分業者が 7 である。表 4-24 より、約半数の処分業者に排出事業者から処理料金を安くして欲しいといった依頼等があったことがわか

る。このことから、事業者申告納付方式においても、排出事業者だけではなく、処分業者にも税の負担があることが予想される。

表 4-24：排出事業者からの処理料金に関する依頼等の有無について
(三重県・滋賀県に所在の中間処理業者・最終処分業者の回答)

	依頼等があった	依頼等は無かった
中間処理業者	6	4
最終処分業者	3	4

4-4-5-2 産廃税の税収の使途の認知について

産廃税の税収の使途の中には、事業者に対して補助金を交付するといった事業も行われており、自治体は税収の使途を周知する必要があるが、処分業者がどの程度税収の使途を知っているかについて調査結果を表 4-25 に示す。有効回答数は中間処理業者が 10、最終処分業者は 14 である。表 4-25 より、税収の使途を「詳しく知っている」と答えた処分業者はわずかである一方で、「少しは知っている・全く知らない」と答えた業者がほとんどであることがわかる。このことから、自治体はより一層税収の使途の周知を徹底する必要があると言える。

表 4-25：産廃税の税収の使途の認知について

	詳しく知っている	少しは知っている	全く知らない
中間処理業者	0	5	5
最終処分業者	1	10	3

4-4-5-3 処分業者からの産廃税に関する意見・要望等について

処分業者から見た産廃税に関する問題点等について把握するために、税収の使途など産廃税条例に関する意見・要望等（自由記述）をまとめたものを表 4-26 に示す。有効回答数は 12 である。表 4-26 より、自治体の産廃税に関する周知が不十分といった内容や産廃税そのものを否定的にとらえている処分業者もあることから、自治体が積極的に事業者からの意見・要望等を汲み取り、反映させていくことが必要であると言える。

表 4-26：処分業者からの産廃税に関する意見・要望等について

産廃税条例に関する意見・要望等について（処分業者回答）
最終処分に係る石油減免申請を中間処理施設にも拡大してほしい。
税収の使途は、もっと明確にしてほしい。すべての府県での事業は不必要。民間で出来ること。産廃税が、発生抑制を目的にするのであれば、産廃率（産廃量÷歩留量×100）が前年対比でクリアしたら補助金を戻す等、行う仕組みが必要。取れば良いものではない。日本の競争力が削がれる。また、優良中間処理業者の育成の為に、更新許可要件の緩和であるとか、不良業者の許可取り消しを行うやり方が必要。来た申請を受理して審査する行政方針では、結局のところ、産廃は減らない（安く収集処分するので、コストが抑えられ、産廃を減らす動機がなくなる）。
減収・減益となっている現状、当社のような中小企業に対して日頃から県政（担当窓口）とコンタクトが取れる環境にして頂きたい。大手企業の資本力に負けて中小企業が尻すぼみになっている。このような時こそ、産学一体となり情報交換できる場面を設けてほしい。また一般廃棄物処理業と産業廃棄物業を兼業している所に対して、追跡調査をして現状を把握して頂きたい。
税自体の趣旨はわかっているが、本当に事業へお金使っているか不明である。産廃税は多目的税であり、納税に対して疑問がある。
目的税のため困難であるが、規制強化の一方の処理施設維持管理等への助成事業を希望する。
各都道府県で導入している行政が使用用途や排出事業者への説明・教育など全体へ明確に伝わっていない様に思える。産廃税という言葉のみ理解しているが実態はわからないという方が大半だと思うので、もう少し全体への説明が必要ではないかと思う。
現状の廃棄物処理法は、様々なところで排出者責任が徹底されにくい制度といえる。本来廃棄物は排出者の責任であり、排出者側の情報公開や規制が本来欠かせないが、廃棄物処理業者にばかり目が向いている（規制対象となっている） 各自治体が産廃税を導入する目的ははっきり言って流入規制であり、流入規制をしなければならぬような状態になったのは不適正な処理業者による施設をどんどん作らせないためであり、根本的な解決にはなっていない。 現在環境省が進めている処理業者の優良化制度や各自治体による産廃税などの制度ははっきりいってナンセンス。法律によって排出事業者の処理実態を報告させるようにさせ、不法投棄等の対策に必要であれば、消費税のように処理料金に対し一律で課税するような仕組みのほうが、廃棄物抑制や適正処理に進むものと考えます。
産廃を厳しくする前に、一般廃棄物を厳しくして欲しい。特に行政にて回収を行い、焼却のみをしている設備を基礎自治体毎（市町村単位若しくは広域事業体）に設置し、無駄に運営しているのを、環境（特にCO2）を厳しく管理して欲しい。それだけで、産廃税分の税収は浮くであろう。行政が厳しく管理するというが、タテ割りであり、部署間の連絡が密でない現状は、大変税金の無駄を感じる。産廃税があるのであれば、一廃税を作っても良いのではと感じる。それを行うと分別回収がより進められると思うのだが。
都道府県によって異なることが課題。許認可手続の方法なども一元化すべきと考えます。
省エネや地球環境の保全を進める上でも、産業廃棄物を抑制する必要がある。再生品として活用した企業に対してもっと税制面での優遇がされてもよいのではないか。
法定外目的税として府県ごとに独自の判断で条例に基づき導入される税であり、導入した県としていない県との間で排出事業者が負担する処分料金（税含む）に格差が生じることになり、処分業者としては営業を行いにくくなっている。
使途目的をもっと具体化してほしい。税を負担しなければならないので、各段階において適正処理を行える価格（単価）について県に周知してほしい。

4-4-6 産廃の量が多量の自治体について

第四章ではこれまで、産廃税条例の導入によって全体傾向として排出量等の変化にどのような効果があったかという点を見てきたが、産廃の問題を考えたときには、産廃の排出量等が多量の自治体を見ていくことも重要である。そこで、H20年度の県外流出量・県内流入量・排出量・最終処分量の上位10県を抽出したものを表4-27に示す。表中の色がついている自治体が産廃税の導入県である。表4-27より、県外流出量・県内流入量・排出量・最終処分量は関東を中心とした産廃税未導入県の方が上位に多くあることがわかる。特に最

最終処分量に関しては上位 3 県を産廃税未導入県が占めていることがわかる。最終処分場の不足等が問題となっていることを考えれば、産廃税未導入県が産廃税を導入することでそういった問題が緩和されることが予想できるので、産廃が多量でかつ未導入県の自治体が多くある関東周辺の地域が一斉に産廃税を導入することで産廃の問題の解決に寄与すると考えられる。

表 4-27：H20 年度の産廃の量上位 10 の自治体一覧

H20年度（単位：千トン）							
自治体名	県外流出量	自治体名	県内流入量	自治体名	排出量	自治体名	最終処分量
東京都	8781	埼玉県	5540	愛知県	18824	神奈川県	1217
愛知県	2784	福岡県	3585	東京都	16313	静岡県	864
大阪府	2549	千葉県	3335	神奈川県	13066	兵庫県	818
神奈川県	2168	神奈川県	2952	北海道	11922	愛媛県	797
埼玉県	2091	兵庫県	2184	大阪府	10357	福岡県	778
兵庫県	1782	栃木県	1823	兵庫県	7886	大阪府	719
福島県	1422	大阪府	1546	福岡県	7810	愛知県	681
千葉県	1138	三重県	1342	千葉県	7241	北海道	638
京都府	988	大分県	1320	新潟県	7012	千葉県	563
茨城県	985	山口県	1256	埼玉県	6289	広島県	531

4-5 まとめ

産廃税条例の効果・課題について、以下のことがわかった。

1)産廃税条例の導入に伴う産廃の県外流出量について

- ①産廃県外流出量については、産廃税を施行している自治体の施行初年度の平均値をとったところ、施行前年に比べ約 8%増加していたが、県外流出量のうち産廃税を施行していない県へ産廃が流出している割合の平均値は H19・H20 年度ともに 21%と高い数値を示していないことから、課税を逃れるために産廃が県外に流出するということはあまりないと考えられる。

2)産廃の量の変化について

- ①産廃の排出量については、産廃税導入前後で排出量は増加しており、産廃税を導入していない自治体との比較においても、排出量の増加の程度に関して産廃税導入による影響が大きくあったとは言えないことから、排出量に関しては産廃税導入の効果があったとは認められない。したがって、産廃税の導入によって排出量が減少するという効果はないと考えられる。
- ②産廃の中間処理量については、産廃税導入前後で中間処理量は増加しているが、産廃税を導入していない自治体との比較においては、中間処理量の増加の程度に関して産廃税導入による効果が大きくあったとは言えないことから、産廃税導入前後で中間処理量が増加していることが、産廃税導入の効果であると言い切ることはでき

ない。

- ③産廃の最終処分量については、産廃税導入前後の比較では最終処分量は減少しており、産廃税を導入していない自治体との比較においては、産廃税を導入している自治体の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっていることから、最終処分量に関しては産廃税導入の効果が多少はあったと考えられる。

3)産廃税条例の課題・問題点について

- ①税の転嫁の問題については、奈良県・京都府に所在する最終処分業者の中には税を全額もらえていない業者もあることから、産廃税の制度上の課題と言える。また、三重県・滋賀県では、排出事業者から処分業者に処理料金を安くして欲しいといった依頼等があったことから、処分業者にも税の負担があったことが予想される。
- ②税収の使途の認知については、税収の使途を詳しく知っているとした処分業者はわずかである一方で、全く知らないとした業者が多くあることから、自治体はより一層税収の使途の周知を徹底する必要があると言える。
- ③処分業者の産廃税条例に関する意見・要望等においては、自治体の産廃税に関する周知が不十分といった内容や産廃税そのものを否定的にとらえている処分業者もあることから、自治体が積極的に事業者からの意見・要望等を汲み取り、反映させていくことが必要であると言える。

4) 産廃の量が多量の自治体について

- ①県外流出量・県内流入量・排出量・最終処分量は関東を中心とした産廃税未導入県の方が上位に多くあり、特に最終処分量に関しては上位3県を産廃税未導入県が占めている。最終処分場の不足等が問題となっていることを考えれば、産廃税未導入県が産廃税を導入することでそういった問題が緩和されることが予想できるので、産廃が多量でかつ未導入県の自治体が多くある関東周辺の地域が一斉に産廃税を導入することで産廃の問題の解決に寄与すると考えられる。

4-6 参考文献

- 1) 環境省：廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書
(平成14年度～平成21年度の各報告書)
<2010年10月にCD-ROMで入手>
- 2) 内閣府：統計表一覧,
<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#kenmin>>, 2010-11-10

第五章

結論

第五章 結論

5-1 本研究の結論

5-1-1 目的1の結論

目的1：「産廃税条例の実施実態を明らかにすること」について

産廃税条例の実施実態について、以下のことが明らかになった。

1)産廃税条例の税収等について

- ①税の徴税頻度に関しては年4回と定めている自治体が19と最も多く、毎月と定めている自治体が8、年1回と定めている自治体は滋賀県のみである。
- ②税収の推移に関しては、顕著な傾向があるとは言えない。
- ③税収に対する徴税経費の割合の平均は、0.3%～14.1%となっている。また、課税方式の違いによって割合が大きく違うということはない。
- ④税収の使途に関しては、自治体によって事業数や使い方にばらつきがあり、地域独自の事業等も行われている。

上記の点について、以下に示す。

税収の使途に関しては、自治体ごとに定められるが、産廃税条例の目的に沿った事業を行い、産廃税条例の納税者である事業者の意見等も反映させていく必要がある。

2)産廃税条例を施行する際の調整等について

- ①産廃税条例を施行する前に事前に協議等をして施行期日等を調整していた自治体は北海道・青森県・岩手県の3県、鳥取県・岡山県・広島県の3県、九州各県（沖縄を除く）である。また、課税方式が違う滋賀県や北九州市がある福岡県では、他の自治体の産廃税と二重課税にならないように規定している。

上記の点について以下に示す。

産業廃棄物は広域的な移動を伴うものなので、産廃税条例を施行する際には、他の自治体との調整を行うことは重要である。九州各県のように施行期日等を調整している自治体では、一斉導入によって産廃税の周知や産廃の県外流出といった問題の解決に一定の効果があつたと考えられる。

3)自治体から見た産廃税条例の効果・課題等について

- ①産廃税条例導入の効果として、15の自治体が最終処分量の減少を効果として挙げている。
- ②産廃税条例の課題としては、税収の使途の充実・拡大を課題として挙げている自治体が多い。税収の使途事業が多い方が必ずしも良いとは言えないが、事業者の意見等を反映させながら使途事業を充実させる必要がある。

上記の2点について、以下に示す。

産廃税条例の効果として、15の自治体が最終処分量の減少を挙げているが、最終

処分量に関しては、産廃税導入の効果が多少はあったと考えられる。一方で課題としては、税収の使途の充実を挙げている自治体が多いが、自治体によって使途事業数等にばらつきがあるので、産廃税条例の目的を再確認し、有効に税収を使う必要がある。

4)産廃税条例の見直しについて

①産廃税条例の見直しに関して検討中の自治体もあるが、産廃税条例の見直しを終えた自治体については、税制度の内容を変更した自治体は見られない。

上記の点について以下に示す。

産廃税条例の見直しを行った自治体に関しては、税制度の内容を変更した自治体は見られなかったが、条例の見直しの際には効果・課題等を確認し、産廃税条例の継続の必要性を十分検討する必要がある。

5-1-2 目的2の結論

目的2：「産廃税条例の効果を明らかにすること」について

産廃税条例の効果の検証の結果、以下のことが明らかになった。

1)産廃税条例の導入による産廃の県外流出量について

①産廃の県外流出量については、産廃税を施行している自治体の施行初年度の平均値をとったところ、施行前年に比べ約8%増加していたが、県外流出量のうち産廃税を施行していない県へ産廃が流出している割合の平均値はH19・H20年度ともに21%と高い数値を示していないことから、課税を逃れるために産廃が県外に流出するということはあまりないと考えられる。

上記の点について以下に示す。

課税を逃れるために産廃税を施行していない県に産廃が流出することはあまりないと考えられるが、県外に産廃が流出することを未然に防ぐためには、九州の自治体のように産廃税の施行前に調整を行い、一斉導入することが望ましい。

2)産廃の量の変化について

①産廃の排出量については、産廃税導入前後で排出量は増加しており、産廃税を導入していない自治体との比較においても、排出量の増加の程度に関して産廃税導入による影響が大きくあったとは言えないことから、排出量に関しては産廃税導入の効果があったとは認められない。したがって、産廃税の導入によって排出量が減少するという効果はないと考えられる。

②産廃の中間処理量については、産廃税導入前後で中間処理量は増加しているが、産廃税を導入していない自治体との比較においては、中間処理量の増加の程度に関し

て産廃税導入による効果が大きくあったとは言えないことから、産廃税導入前後で中間処理量が増加していることが、産廃税導入の効果であると言い切ることはできない。

- ③産廃の最終処分量については、産廃税導入前後の比較では最終処分量は減少しており、産廃税を導入していない自治体との比較においては、産廃税を導入している自治体の方が産廃税未導入県より最終処分量の減少の程度が大きくなっていることから、最終処分量に関しては産廃税導入の効果が多少はあったと考えられる。

上記の3点について以下に示す。

最終処分量に関しては、産廃税導入の効果が多少はあったと考えられるが、排出量・中間処理量に関しては、産廃税が施行されたことが直接的な要因として、産廃の量の増減に効果があったとは言えない。産廃税条例の目的の一つとして「産業廃棄物発生の抑制」が掲げられているが、排出量に関しては産廃税の導入前後で増加していることから、大きな課題であると言える。今後、税収を使った事業等によって産業廃棄物発生の抑制に取り組んでいく必要があると考えられる。

3)事業者から見た産廃税条例の課題・問題点について

- ①税の転嫁の問題については、奈良県・京都府に所在する最終処分業者の中には税を全額もらえていない業者もあることから、産廃税の制度上の課題と言える。また、三重県・滋賀県では、排出事業者から処分業者に処理料金を安くして欲しいといった依頼等があったことから、処分業者にも税の負担があったことが予想される。
- ②税収の使途の認知については、税収の使途を詳しく知っていると答えた処分業者はわずかである一方で、全く知らないと答えた業者が多くあることから、自治体はより一層税収の使途の周知を徹底する必要があると言える。
- ③処分業者の産廃税条例に関する意見・要望等においては、自治体の産廃税に関する周知が不十分といった内容や産廃税そのものを否定的にとらえている処分業者もあることから、自治体が積極的に事業者からの意見・要望等を汲み取り、反映させていくことが必要であると言える。

上記の3点について以下に示す。

税の転嫁の問題や税収の使途の認知の問題等に共通しているのは、産廃税の税制度等を十分に把握していない事業者があるということなので、産廃税が施行されてから時間は経っているが、自治体は今後も産廃税に関して周知・広報を積極的に行っていく必要があると考えられる。処分業者の産廃税条例に関する意見・要望等にも含まれていることから、産廃税に関して周知・広報を行う必要性があると言える。

5-2 研究全体を通しての考察

産廃税条例が施行されることで、最終処分量の減少に効果が多少はあったと考えられるが、排出量や中間処理量の増減に直接的な影響があるとは言えないので、産廃税を導入している自治体については、産廃税条例の目的を再確認し、税収の使途事業を充実させる必要があると考えられる。また、今後産廃税を導入しようと考えている自治体については、事前に他の自治体との調整等を行ってから、導入をする必要があると考えられる。

5-3 今後の課題

本研究では、排出事業者を調査対象に含むことができず、処分業者についても十分にアンケート票が返ってこなかったことから分析をすることができなかった。よって、今後は、事業者側の視点から産廃税条例の効果の検証を行っていく必要があると考えられる。それと同時に、産廃税条例の見直しを行い、産廃税条例を継続している自治体については、どのように見直しを行ったのかといったプロセスを見ていく必要があると考えられる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々にお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

アンケートを作成する際に、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課様には、ヒアリングやメールで、産廃税条例の実施実態等についてご多忙の中相談に乗っていただき、更には、アンケート票を作成するに当たってアドバイスもいただきました。そのおかげで、アンケート票を作成することができ、大変感謝しております。同時に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

金谷先生には1年半の長きにわたりご指導頂き、ありがとうございました。金谷先生の的確なアドバイスのおかげで、調査・研究を進めることができ、無事に論文としてまとめることができたと思っております。毎週のゼミごとに計画・目標を立て、計画に沿って研究を進めるという金谷先生のご指導は非常に良かったです。社会に出てからもこの経験を活かし、計画的に仕事に取り組んでいきたいと思っております。

査読をしてくださった秋山先生には、査読後の的確なご指摘や発表後の助言など、論文を書いている際には至らなかった点をお教えいただき、大変感謝しております。

金谷研究室で共に過ごした北さん、二宮くん、波田塾くん、森さん、吉岡さんには1年半の間大変お世話になりました。みなさんの卒業論文に取り組む姿勢に良い刺激を受け、卒業論文を仕上げることができました。また、研究以外の面でも、金谷研究室で有意義な時間を過ごすことができたのは、みなさんのおかげだったと思っております。金谷研究室メンバーには心から感謝しております。

最後に、研究を進める中でお世話になった皆様に改めて深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

2010年2月19日

鈴鹿友之